

高齢者世帯住替え助成金

高齢者世帯の良好な住宅への転居を支援するため、礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を助成します。

！！ 高齢者世帯の住替えを支援 ！！

福岡市内の
60歳以上で
民間賃貸住宅へ
転居の方

最大 **10** 万円

助成対象経費
合計額の
1/2

賃貸住宅への住替え



福岡市内の民間賃貸住宅へ転居



令和8年4月1日以降に住替えて、子育て世帯と同居又は近居する方は、

三世帯同居・近居住替え支援助成金

がございますので確認ください。

子育て世帯との同居



親世帯+子育て世帯

両世帯が同居していること

子育て世帯との近居



親世帯

子育て世帯

両世帯の住居が直線距離で
1.2km 以内であること

募集期間：令和8年4月1日（火）から令和9年2月28日（日）（必着）まで

申請期限：転居から1年以内

※令和8年3月31日（火）までに転居した世帯については、

【詳細版】令和8年3月31日までに転居した方向けのパンフレットをご確認ください。

※助成金の申請受付は、募集期間内・予算の範囲内で先着順とさせていただきます。

■ 助成対象となる世帯 (1/2) ■ 下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

チェック	助成対象となる世帯の要件												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 以下のいずれかに該当する高齢者世帯であること（転居後の住宅への入居時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上のひとり暮らし世帯 ・ 60 歳以上の方と、配偶者又は 60 歳以上の親族で構成される世帯 <p>※60 歳以上の方と同居する親族が以下のいずれかに該当する場合には、<u>その方の年齢は問いません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①要介護・要支援認定を受けている方 ②身体障害者手帳を所持し 1 級から 4 級までの方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持し 1 級又は 2 級の方 ④知的障がいがあり、療育手帳を所持し A 又は B 1 の方 ⑤60 歳以上の方（要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る）を介護する必要がある方 												
<input type="checkbox"/>	<p>○令和 8 年 4 月 1 日以降に、福岡市内の表に定める住宅間で転居を行う世帯であること</p> <table border="1" data-bbox="261 651 1465 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 651 855 705">転居前の住宅（福岡市内）</th> <th data-bbox="855 651 1465 705">転居後の住宅（福岡市内）※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 705 855 1093"> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅 ○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 ○申請日時時点で処分(売買・解体等)が完了している申請者又は同居者が所有する(していた)持ち家 ○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家 </td> <td data-bbox="855 705 1465 1093"> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の 2 親等以内の親族が所有する住宅を除く） <p>※1 公的賃貸住宅(公営住宅、UR など)や、<u>持ち家への住替えは対象外です。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	転居前の住宅（福岡市内）	転居後の住宅（福岡市内）※1	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅 ○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 ○申請日時時点で処分(売買・解体等)が完了している申請者又は同居者が所有する(していた)持ち家 ○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家 	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の 2 親等以内の親族が所有する住宅を除く） <p>※1 公的賃貸住宅(公営住宅、UR など)や、<u>持ち家への住替えは対象外です。</u></p>								
転居前の住宅（福岡市内）	転居後の住宅（福岡市内）※1												
<ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅 ○勤め先の会社が所有又は借り上げている社宅等の住宅 ○申請日時時点で処分(売買・解体等)が完了している申請者又は同居者が所有する(していた)持ち家 ○地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域の持ち家 	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の 2 親等以内の親族が所有する住宅を除く） <p>※1 公的賃貸住宅(公営住宅、UR など)や、<u>持ち家への住替えは対象外です。</u></p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 前年における世帯の政令月収が、<u>158,000 円以下*</u>の世帯であること</p> <p>※60 歳以上の方（要介護認定者、身体障がい者、精神障がい者又は知的障がい者に限る）を介護する必要がある方 と同居をする場合は、政令月収が 259,000 円以下（世帯の前年の総所得金額が表に定める金額以下であれば、助成対象の目安となります）</p> <p>政令月収 = (世帯の年間総所得金額 - 控除合計金額) ÷ 12</p> <p>※政令月収の計算方法は、福岡市ホームページをご覧ください。 ※下記の総所得金額でも必ずしも助成対象になるとは限らないため、目安としてご参考ください。</p> <p>【総所得金額の目安】</p> <table border="1" data-bbox="261 1422 1407 1552"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 1422 437 1476">世帯人数</th> <th data-bbox="437 1422 632 1476">1 人</th> <th data-bbox="632 1422 826 1476">2 人</th> <th data-bbox="826 1422 1021 1476">3 人</th> <th data-bbox="1021 1422 1216 1476">4 人</th> <th data-bbox="1216 1422 1407 1476">5 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 1476 437 1552">総所得金額</td> <td data-bbox="437 1476 632 1552">A:1,996,000 円</td> <td data-bbox="632 1476 826 1552">A:2,376,000 円</td> <td data-bbox="826 1476 1021 1552">A:2,756,000 円 B:3,968,000 円</td> <td data-bbox="1021 1476 1216 1552">A:3,136,000 円 B:4,348,000 円</td> <td data-bbox="1216 1476 1407 1552">B:4,728,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>A：政令月収 158,000 円以下の目安、B：政令月収 259,000 円以下の目安 ⇒ 6 人以上の場合については、窓口までご相談ください。</p>	世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	総所得金額	A:1,996,000 円	A:2,376,000 円	A:2,756,000 円 B:3,968,000 円	A:3,136,000 円 B:4,348,000 円	B:4,728,000 円
世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人								
総所得金額	A:1,996,000 円	A:2,376,000 円	A:2,756,000 円 B:3,968,000 円	A:3,136,000 円 B:4,348,000 円	B:4,728,000 円								
<input type="checkbox"/>	<p>○ 生活保護等を受給していない世帯であること</p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 住居確保給付金（転居費用）を受給していない世帯であること</p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 転居前の住宅に家賃の未払いがないこと</p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）の滞納がないこと</p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前が福岡市以外の同居する子育て世帯の場合）</p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではない世帯であること</p>												
<input type="checkbox"/>	<p>○ 過去に本要綱または三世代同居・近居住替え支援事業要綱に基づく助成金を受けていない世帯であること※結婚（再婚）、離婚、死別、子の誕生・独立による転居等、世帯構成人員の増減がある際は、再度申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>												

■ **住替え後の住宅の要件** ■ **下記のすべての要件**を満たしていることが必要です。

チェック	住替え後の住宅の要件										
□	<p>○ 表に定める専用面積を有する住宅であること</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f7fa;">世帯人数</th> <th style="background-color: #e0f7fa;">1人</th> <th style="background-color: #e0f7fa;">2人</th> <th style="background-color: #e0f7fa;">3人</th> <th style="background-color: #e0f7fa;">4人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0f7fa;">住戸専用面積</td> <td>25㎡以上 (18㎡以上)</td> <td>30㎡以上 (27㎡以上)</td> <td>40㎡以上 (36㎡以上)</td> <td>50㎡以上 (45㎡以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当面の間は、()内の面積基準を満たした住宅で可とする。</p> <p>〈面積を確認する際の注意事項〉</p> <p>ア. 4人を超える場合は次の算出式で計算する。 住戸専用面積 = (10㎡ × 世帯人数 + 10㎡) × 0.95</p> <p>イ. 同居する場合は、住替え後に同居する人数で算出する。</p> <p>ウ. 住戸専用面積は壁芯にて算出する。</p>	世帯人数	1人	2人	3人	4人	住戸専用面積	25㎡以上 (18㎡以上)	30㎡以上 (27㎡以上)	40㎡以上 (36㎡以上)	50㎡以上 (45㎡以上)
世帯人数	1人	2人	3人	4人							
住戸専用面積	25㎡以上 (18㎡以上)	30㎡以上 (27㎡以上)	40㎡以上 (36㎡以上)	50㎡以上 (45㎡以上)							
□	<p>○ 住宅の家賃（管理費、共益費、水光熱費及び駐車場使用料等を除く。）が、表に定める金額以下であること</p> <p>※専用面積の要件とは異なり、世帯人数は年齢により区別されません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f7fa;">世帯人数</th> <th style="background-color: #e0f7fa;">1人</th> <th style="background-color: #e0f7fa;">2人</th> <th style="background-color: #e0f7fa;">3人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0f7fa;">家賃</td> <td>50,000円以下</td> <td>56,000円以下</td> <td>61,000円以下</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	1人	2人	3人以上	家賃	50,000円以下	56,000円以下	61,000円以下		
世帯人数	1人	2人	3人以上								
家賃	50,000円以下	56,000円以下	61,000円以下								
□	<p>○ 昭和56年6月1日以降に建築され、かつ新耐震基準を満たす住宅であること</p> <p>ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合についてはこの限りではない。※耐震性能を確認できる書類の提出が必要です。</p> <p>(※昭和56年6月1日以降に建築された住宅でも、規模によっては、昭和56年5月31日以前に着工され、新耐震基準を満たさない住宅の可能性があります。新耐震基準を満たす住宅かどうか、助成金交付申請前に不動産会社等へご確認ください。)</p>										
□	<p>○ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合は、安全上の措置が講じられ、建築主事等交付による検査済証が交付されていること</p>										

■ 助成対象となる経費 ■

申請世帯が、事業者（不動産、引越業者）に支払った経費で、以下のものが対象となります。

	助成対象となる経費	助成対象とならない経費
初期費用等	<ul style="list-style-type: none"> ○礼金 ○建物仲介手数料 ○家賃債務保証料 ○住宅保険料（火災保険等） ○鍵交換費用 ○転居前の住宅に係る原状回復費用 ○転居前の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×敷金 ×駐車場仲介手数料 ×契約時に払う家賃、共益費、管理費 ×転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 ×その他左記に定めるもの以外の費用
引越し費用	<ul style="list-style-type: none"> ○引越し運送費用 ○荷造りや荷解きに係る費用（人件費や梱包資材に係る費用など） ○引越しに伴うエアコン、洗濯機（転居前住宅から移設したものに限り）などの取り外し・取り付けに係る電気設備工事費用 ○引越しに伴う不用品の処分費用 	<ul style="list-style-type: none"> ×引越し業者が行う消毒またはハウスクリーニングに係る費用 ×公共料金等の名義変更代行サービスにかかる費用 ×挨拶品の手配に係る費用 ×引越しに係る友人等への謝礼金

■ 助成金額 ■

○ 助成対象となる経費の合計額（消費税を含む）の1/2（上限額10万円）

- 注意：① 家主から立退料（移転引越し費用等）が支払われている。
 ② 就職や転職等のため、会社等から移転引越し費用等が支払われている。
 ⇒ 上記①②の場合、助成対象経費から各支給額等を差し引いた額の1/2で計算します。
 ※ 計算した額に100円未満の額が生じた場合は、切り捨てます。

<計算例>

助成対象となる経費		助成率	助成金額
○礼金	40,000円	1/2	80,000円 (160,000円×1/2 =80,000円)
○仲介手数料	25,000円		
○火災保険料	25,000円		
○引越し費用	70,000円		
合 計	160,000円		

■ 所得基準 政令月収の算出について ■

政令月収とは、世帯全員の総所得金額から扶養控除等の額を差し引いた後の月平均額です。

$$\text{政令月収} = (\text{世帯の総所得金額} - \text{世帯の控除額}) \div 12$$

- ① 各自の総所得金額を確認
- ② 各自の総所得金額を合計して、世帯全員の総所得金額を算出
- ③ 世帯の控除額を算出
- ④ 世帯全員の総所得金額（②で計算した額）から世帯の控除額（③で計算した額）を差し引き、12で割った額が政令月収

政令月収が 158,000 円以下又は 259,000 円以下となる総所得金額・世帯収入の目安

政令月収を年間総所得金額・年間世帯収入（各種控除前の総収入）に換算した場合の基準は以下の表のとおりです。世帯構成によってはずれが生じる可能性がありますので、目安としてご参考ください。

【年間総所得金額】

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
総所得金額	A:1,996,000円	A:2,376,000円	A:2,756,000円 B:3,968,000円	A:3,136,000円 B:4,348,000円	B:4,728,000円

※ A：政令月収 158,000 円以下となる目安、B：政令月収 259,000 円以下となる目安

所得を収入に換算した場合

【年間世帯収入】

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
世帯収入	A:3,096,000円	A:3,534,000円	A:4,041,000円 B:5,512,000円	A:4,548,000円 B:5,988,000円	B:6,464,000円

※ A：政令月収 158,000 円以下となる目安（65歳以上の年金の場合）

B：政令月収 259,000 円以下となる目安（給与収入の場合）

※上記の世帯年収は、総所得金額を1人の収入に換算したものです。複数人の年収を合算した場合には、総所得金額とずれが生じる可能性がありますので、あくまでも目安としてご参考ください。

① 各自の総所得金額の確認方法

○ 給与収入のみの方

令和8年度 「所得証明書」、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書」、「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の**総所得金額**

○ 年金収入のみの方

令和8年度 「所得証明書」や「市民税・県民税（税額決定・納税）通知書・課税明細書」の**総所得金額**

○ 複数の収入がある方

令和8年度 「所得証明書」の**総所得金額**

※令和8年度（令和7年分）の所得（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得）が確定（給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/11以降）するまでは、令和6年度の所得（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得）を確認します。（市役所への申請日を基準として、所得確認をする年を分けます。）

② 世帯全員の総所得金額の算出

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{Aさんの総所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{Bさんの総所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{Cさんの総所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の総所得金額} \\ \hline \text{A} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

③ 世帯の控除額の算出

控除の種類	内容	控除額	合計
1 給与所得等控除	給与所得又は公的年金等の雑所得がある方	100,000円× 人 ※所得が10万円以下の場合はその額	円
2 同居及び扶養控除	同居者又は同居しない扶養親族	380,000円× 人	円
3 特定扶養控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満である方	250,000円× 人	円
4 老人扶養（同一生計配偶者）控除	同一生計配偶者及び扶養親族で70歳以上の方	100,000円× 人	円
5 寡婦控除	所得がある人が寡婦※の場合 ※夫と離婚又は死別等後婚姻せず、扶養親族を有する（死別等の場合を除く。）総所得金額が500万円以下の者	270,000円× 人 ※所得が27万円以下の場合はその額	円
6 ひとり親控除	所得がある人がひとり親※の場合 ※現に婚姻しておらず、生計を同一にする総所得金額が48万円以下の子を有する総所得金額が500万円以下の者	350,000円× 人 ※所得が35万円以下の場合はその額	円
7 障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	270,000円× 人	円
8 特別障害者控除	申請者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000円× 人	円
合計（1から6までの控除額の合計）			世帯の控除額 B 円

④ 政令月収の算出

世帯全員の総所得金額から世帯の控除額を差し引き、
12で割った額が政令月収となります

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の総所得金額} \\ \hline \text{A} \\ \hline \text{円} \\ \hline \text{②で計算した金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の控除額} \\ \hline \text{B} \\ \hline \text{円} \\ \hline \text{③で計算した金額} \\ \hline \end{array} \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{政令月収} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

《計算例》

世帯構成 夫 68歳（年金） 総所得金額 150万円（①所得証明書等で確認）

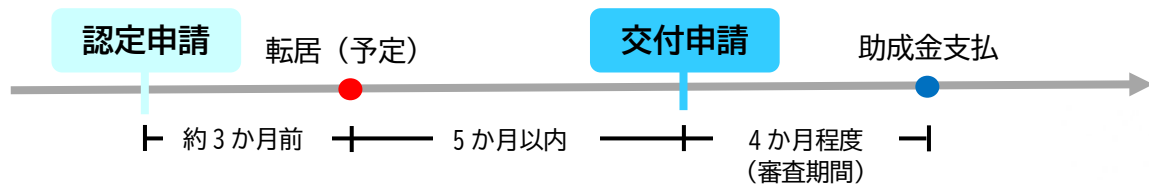
妻 70歳（年金） 総所得金額 70万円（①所得証明書等で確認）

② 世帯全員の総所得金額 = 150万円 + 70万円 = 220万円

③ 世帯の控除額 = 10万円（給与所得等控除）× 2（夫・妻） +
38万円（同居及び扶養控除）× 1（妻） = 58万円

④ 政令月収 = （②220万円 - ③58万円）÷ 12 = 13.5万円（政令月収）

■ 助成金の申請期限・お支払いについて ■



交付申請 助成金の申請をされる方

申請期限：転居日から1年以内

※5か月以内でも、令和9年2月28日(必着)を過ぎると申請できません。

※申請時点でお支払いが完了していない費用については、助成対象となりません。

※全ての支払いが完了した後に交付申請を行ってください。

認定申請 (希望する方のみ) 転居前に対象要件に当てはまるかどうか確認したい方

申請期限：転居予定日の3か月～1か月前

※申請は、原則令和9年2月28日までに引越し・交付申請が可能な方に限ります。

※既に転居している方は、交付申請によりご申請ください。

- 助成金の申請は、引越し後のお支払いとなり、引越し後に申請を行った場合、申請からお支払いまで、約4か月程度の期間を要します。
- 引越し後にまとめて申請(助成金交付申請)をする場合と、引越し前の申請(助成対象者の認定申請)を行う場合では、手続きが異なりますので、該当のページをご参照ください。

★引越し後に、まとめて申請を行う場合 → 8ページ

<申請期限>引越し日から1年以内

※申請は令和9年2月28日(必着)までに行ってください

★引越し前に、助成対象者の認定を行う場合 → 13ページ

※受付は令和9年2月28日までに引越し・交付申請ができる方に限ります

■ 注意事項 ■

- 助成金の支給要件に該当するかご不明な場合には、事前にご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。
- 窓口での申請受付の際、担当が不在の場合には、お待ちいただくか受付ができない場合がございますので、お手数ですが事前に電話連絡いただきますようお願いいたします。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 居住支援係 (市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL: 092-711-4279 (平日 9:00~12:00/13:00~17:00) FAX: 092-733-5589

MAIL: sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

<ホームページ>

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/sn_sumikaeshien.html

★引越し後に、まとめて申請を行う方の手続き

■ 手続きの流れ ■

STEP 1 令和8年4月1日以降に福岡市内の民間賃貸住宅へ転居

「申請者」又は「同居者」が所有者と賃貸借契約を締結し、
家賃を支払う福岡市内の民間賃貸住宅※へ引っ越します。
※申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除きます。

STEP 2 転入届・転居届の提出

転居先の区役所市民課又は出張所で、
「転入届」又は「転居届」を提出してください。(転居日から14日以内)

STEP 3 助成金の交付申請

引越し日から1年以内に申請(窓口、郵送又はメールでの受付)してください。
※申請は令和9年2月28日(必着)までに行ってください。
次ページからの提出書類を必ずご確認ください。

窓口で申請される場合は、事前に電話予約をお願いします。

STEP 4 申請受付メールに返信

申請受付メールを送付いたしますので、必ずご返信ください。
結果通知の際に当メールアドレスを使用します。

審査・通知 [市]

(申請書の提出から、約3カ月後に、審査結果をメールで通知します。)

助成金の振込み [市]

指定の銀行口座にお振込みをいたします。
(振込日の連絡は原則行っておりません。通知メールが届いてから約1~3週間でお振込みをいたしますので、通帳の記帳等でご確認ください。)

メールでのやり取りが難しい方は
郵送等に対応いたしますのでご相談ください。

5カ月以内

約3カ月

約1カ月

★引越し後に、まとめて申請を行う方の手続き

個人情報について、資格審査のため申請書兼同意書に同意することが前提です。
ただし、同意しない場合は下記の※1、2、3の書類の提出が必要となります。

■ 助成金の交付申請に必要なもの(1) ■

- ・申請する前に、次の書類等がそろっているか、確認をお願いします。
 - ・提出はすべて写し(コピー)で構いませんが、内容に疑義がある場合は原本の提出を求めることがあります。
 - ・申請する前に、次の書類等がそろっているか、確認をお願いします。
- ※指定の様式(様式第1、5、9号)は市のHPに掲載しております。
※文字が薄い、見切れている等、内容が確認できない書類は受付できません。

【必ず必要な書類等(1/3)】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 助成金交付申請書兼同意書 (様式第5号)	申請書は、福岡市HPから印刷してください。
<input type="checkbox"/> ※1	○ 転居後の世帯全員の住民票の写し (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※交付申請書兼同意書(様式第5号)に同意された方は不要	
<input type="checkbox"/> ※2	○ 世帯員全員(16歳以上)の、福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないことの証明書 ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者の分も提出が必要です。 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※交付申請書兼同意書(様式第5号)に同意された方は不要	
<input type="checkbox"/> ※3	○ 世帯員全員(16歳以上)の、令和7年分の所得が分かる書類 (令和7年分の所得確認⇒給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/11以降) ※所得証明書で確認できる最新年度の所得を確認します(市役所への申請日を基準とする) ※必要とする年度の1月1日現在に住んでいた市区町村で発行できます ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者の分も提出が必要です。 (収入の有無に関係なく、以下のいずれかが必要です) ・令和8年度 所得証明書又は課税明細書 ・令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書 ・令和8年度 市民税・県民税(税額決定・納税)通知書 ※令和7年分の所得が確定する前に申請を行う場合は、令和6年分の所得を確認します。 ※必要年度の1月1日に、福岡市内に住んでいた方で交付申請書兼同意書(様式第5号)に同意された方は不要	

★次ページへ続きます ★

★引越し後に、まとめて申請を行う方の手続き

【必ず必要な書類等（2/3）】

≪転居前の住宅について≫

民間賃貸住宅・公的賃貸住宅・社宅の場合

<input type="checkbox"/>	<p>○ 賃貸借契約書</p> <p>※福岡市営住宅からの転居で、交付申請書兼同意書（様式第5号）に同意された方は<u>不要</u></p> <p><ない場合は、以下を提出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅証明書（転居前の住宅用）（様式第9号） 	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ
<input type="checkbox"/>	<p>○ 解約日が分かる書類</p> <p>※福岡市営住宅からの転居で、交付申請書兼同意書（様式第5号）に同意された方は<u>不要</u></p> <p>（例）・解約精算書 等</p>	<p>※賃貸住宅証明書（様式第9号）等で解約日が確認できる場合は、提出不要です。</p>

持ち家の場合

<input type="checkbox"/>	<p>○ 持ち家であることを証する書類</p> <p>（例）・建物の登記事項証明書 等</p>	<p>※<u>地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域に建築されている持ち家以外の方は、処分（売買・解体等）をしていることが必要です。</u></p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 持ち家の処分を証する書類</p> <p>（例）・売買契約書 等</p>	<p>※持ち家であることを証する書類 で確認できる場合は提出は不要です。</p>

≪転居後の住宅について≫

<input type="checkbox"/>	<p>○ 賃貸借契約書</p>	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ
<input type="checkbox"/>	<p>○ 重要事項説明書</p>	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積、施工年月日がわかるページ ・土砂災害特別警戒区域外であるかを確認できるページ <p>※昭和56年6月1日以前に建築された物件に転居する場合、<u>耐震性能があることを確認できる書類</u>の提出が必要です。</p> <p>（例）・耐震診断結果報告書、耐震改修報告書 等</p> <p>※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域内に転居する場合、建築主事等交付による<u>検査済証</u>の提出が必要です。</p>

★次ページへ続きます ★

★引越し後に、まとめて申請を行う方の手続き

【必ず必要な書類等（3／3）】

《引越しに係る書類について》		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料(火災保険等)・鍵交換費用の</p> <p>①<u>内訳金額がわかる書類</u>及び</p> <p>②<u>支払いを確認できる書類</u></p> <p>(例①)・請求書(見積書)</p> <p>(例②)・領収書</p> <p>・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※各内訳+支払いが確認できるものがが必要です</p> <p>※コンビニで支払った場合は、別途、契約書や保険証書をご持参ください</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 転居前の住宅の原状回復費用・清掃(クリーニング)費用・消毒費用の</p> <p>①<u>内訳金額がわかる書類</u>及び</p> <p>②<u>支払いを確認できる書類</u></p> <p>(例①)・請求書(見積書)</p> <p>(例②)・領収書</p> <p>・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※各内訳+支払いが確認できるものがが必要です</p> <p>※転居後の住宅の清掃(クリーニング)・消毒費用は対象外です</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 引越し代・エアコン移設工事の</p> <p>①<u>内訳金額がわかる書類</u>及び</p> <p>②<u>支払いを確認できる書類</u></p> <p>(例①)・請求書(見積書)</p> <p>(例②)・領収書</p> <p>・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※引越し代の見積書、領収書等については、運送業として許可を受けている業者から発行されたものに限りです</p> <p>※引越し代の内訳があるもの (ない場合は業者へ再発行を依頼してください)</p> <p>※エアコン等移設工事については、移設前後の住所が分かる書類を提出していただく場合があります</p>

【本人確認書類】

チェック	必要書類	備考
本人が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）などから1点</p> <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
本人以外（代理人）が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 代理人の運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）などから1点</p> <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
<input type="checkbox"/>	○ 委任状	※参考様式は、福岡市 HP に掲載しています

★ 次ページもご確認ください ★

★引越し後に、まとめて申請を行う方の手続き

■ 助成金の交付申請に必要なもの(2) ■

【同居親族に、60歳未満の要介護認定者、障がいのある方がいる場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 該当する同居親族の介護保険被保険者証・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	【必要なページ】 ・名前、交付日、等級（区分） （各種手帳の場合、表紙）

【立ち退き料の支払いを受けた場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 立退きに係る通知書 <ない場合は、以下を提出> ・賃貸住宅証明書（転居前の住宅用） （様式第9号）	※立退き料（移転引越し費用等）の金額の記載があるもの

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き

■ 手続きの流れ ■

STEP 1

助成対象者の認定申請<引越し前>の手続き

引越し予定日の3カ月～1カ月前に申請（窓口、郵送又はメールでの受付）

してください

提出書類を必ずご確認ください

※受付は令和9年2月28日（必着）までに、「申請者」又は「同居者」が所有者と賃貸借契約を締結する福岡市内の民間賃貸住宅※に引越し・交付申請ができる方に限ります

※申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除きます

約3カ月～1カ月

審査・通知〔市〕

（申請書の提出から、約3カ月後に、審査結果を郵送で通知します。）

STEP 2

福岡市内の民間賃貸住宅へ引越し

STEP 3

転入届・転居届の提出

転居先の区役所市民課又は出張所で、

「転入届」又は「転居届」を提出してください。（引越し日から14日以内）

5カ月以内

STEP 4

助成金の交付申請<引越し後>の手続き

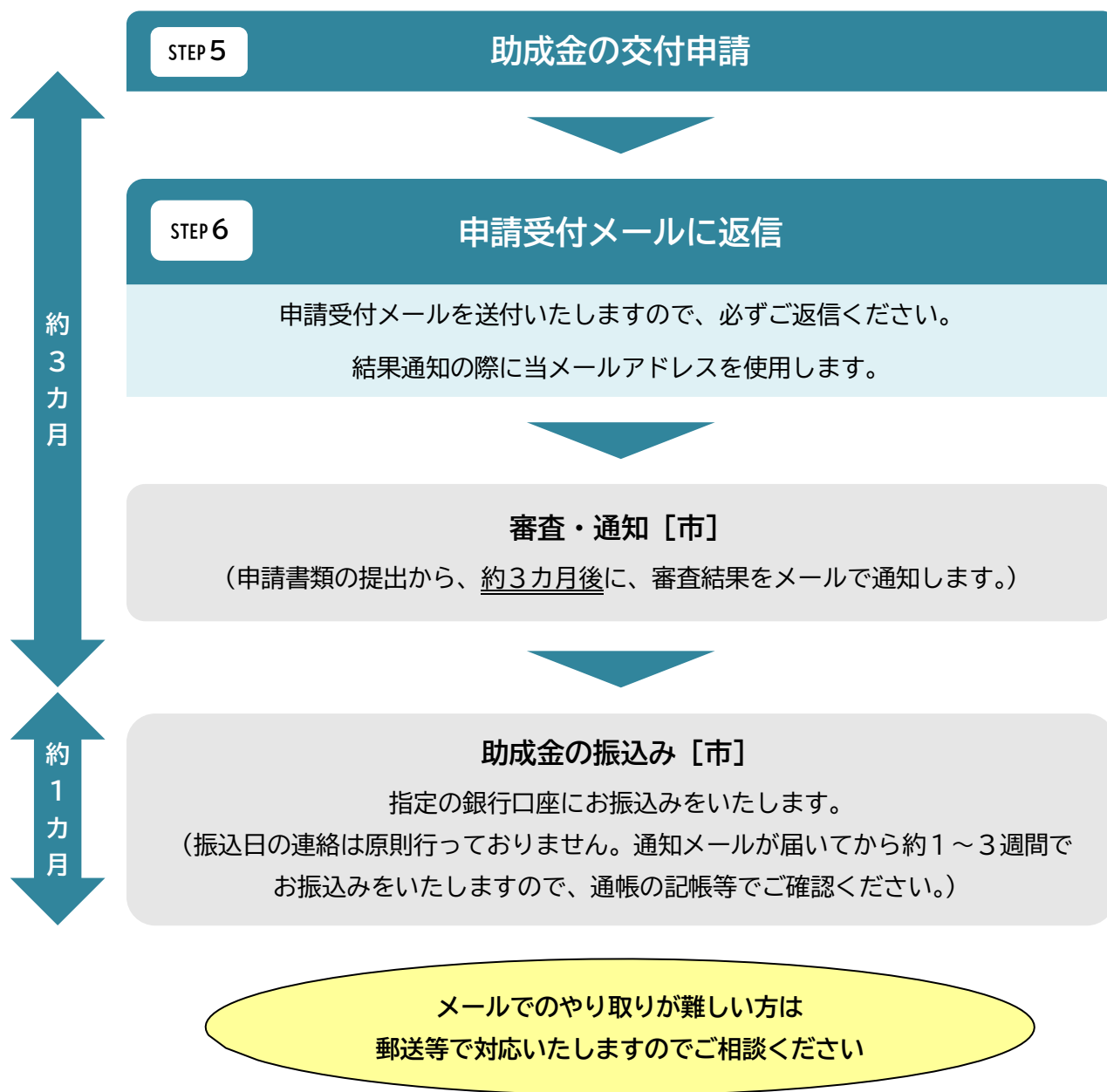
引越し日から1年以内に申請（窓口、郵送又はメールでの受付）してください

提出書類を必ずご確認ください

※申請は令和9年2月28日（必着）までに行ってください

★次ページへ続きます★

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き



★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き<引越し前>

個人情報について、資格審査のため申請書兼同意書に同意することが前提です。
ただし、同意しない場合は下記の※1、2、3の書類の提出が必要となります。

■ 助成対象者の認定申請（引越し前の資格審査）に必要なもの ■

- ・申請する前に、次の書類等がそろっているか、確認をお願いします。
 - ・提出はすべて写し（コピー）で構いませんが、内容に疑義がある場合は原本の提出を求めることがあります。
 - ・申請する前に、次の書類等がそろっているか、確認をお願いします。
- ※指定の様式(様式第1、5、9号)は市のHPに掲載しております。
※文字が薄い、見切れている等、内容が確認できない書類は受付できません。

【必ず必要な書類等】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 助成対象者認定申請書兼同意書 (様式第1号)	申請書は、福岡市HPから印刷してください。
<input type="checkbox"/> ※1	○ 転居前の世帯全員の住民票の写し (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※福岡市内に住んでいる方で認定申請書兼同意書(様式第1号)に同意された方は不要	
<input type="checkbox"/> ※2	○ 世帯全員(16歳以上)の、福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないことの証明書 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 ※福岡市内に住んでいる方で認定申請書兼同意書(様式第1号)に同意された方は不要	
<input type="checkbox"/> ※3	○ 世帯員全員(16歳以上)の、令和7年分の所得が分かる書類 (令和7年分の所得確認⇒給与所得のみの方…5/20以降、それ以外の方…6/11以降) ※所得証明書で確認できる最新年度の所得を確認します(市役所への申請日を基準とする) ※必要とする年度の1月1日現在に住んでいた市区町村で発行できます ※別世帯の配偶者がいる場合、配偶者についても上記書類の提出が必要です。 (収入の有無に関係なく、以下のいずれかが必要です) ・令和8年度 所得証明書又は課税明細書 ・令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書 ・令和8年度 市民税・県民税(税額決定・納税)通知書 ※令和7年分の所得が確定する前に申請を行う場合は、令和6年分の所得を確認します。 ※必要年度の1月1日に、福岡市内に住んでいた方で認定申請書兼同意書(様式第1号)に同意された方は不要	

★次ページへ続きます ★

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き<引越し前>

《転居前の住宅について》※福岡市営住宅居住で、認定申請書兼同意書（様式第1号）に同意された方は不要

民間賃貸住宅・公的賃貸住宅・社宅の場合

<input type="checkbox"/>	<p>○ 賃貸借契約書</p> <p><ない場合は、以下を提出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸住宅証明書（転居前の住宅用）（様式第9号） 	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・ 貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ
<input type="checkbox"/>	<p>○ 申請月から直近6カ月間の家賃の支払い状況が分かる書類</p> <p>（例）・家賃引落としの通帳 ・家賃の領収書</p> <p><ない場合は、以下を提出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃未払いがないことの証明書（転居前の住宅用）（様式第10号） 	<p>【通帳提出の場合・必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通帳表紙 ・申請月から直近6カ月分の家賃が記載されたページ <p>※ネット通帳等の場合は印刷して提出してください（注：支払者氏名、金額、支払先が確認できるもの）</p> <p>※家賃の振込先が家賃債務保証会社等の場合、貸主や管理会社との関連を確認できる書類を提出していただく場合があります。</p>

持ち家の場合

<input type="checkbox"/>	<p>○ 持ち家であることを証する書類</p> <p>（例）・建物の登記事項証明書 等</p>	<p>※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域に建築されている持ち家以外の方は、処分（売買・解体等）をしていることが必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 持ち家の処分を証する書類</p> <p>（例）・売買契約書 等</p>	<p>※持ち家であることを証する書類で確認できる場合は提出は不要です。処分を予定している持ち家の場合は、交付申請の際に確認いたします。ご相談ください。</p>

【同居親族に、60歳未満の要介護認定者、障がいのある方がいる場合に必要な書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<p>○ 該当する同居親族の介護保険被保険者証・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の写し・母子手帳</p>	<p>【必要なページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前、交付日、等級（区分） <p>（各種手帳の場合、表紙）</p>

【本人確認書類】

チェック	必要書類	備考
本人が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）などから1点</p> <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
本人以外（代理人）が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 代理人の運転免許証、マイナンバーカード（裏面不要）などから1点</p> <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>○ 委任状（様式は問いません）</p>	<p>※参考様式は、福岡市 HP に掲載しています</p>

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き<引越し後>

個人情報について、資格審査のため申請書兼同意書に同意することが前提です。
ただし、同意しない場合は下記の※1の書類の提出が必要となります。

■ 助成金の交付申請（引越し後の手続き）に必要なもの(1) ■

- ・申請する前に、次の書類等がそろっているか、確認をお願いします。
 - ・提出はすべて写し（コピー）で構いませんが、内容に疑義がある場合は原本の提出を求めることがあります。
 - ・申請する前に、次の書類等がそろっているか、確認をお願いします。
- ※指定の様式(様式第1、5、9号)は市のHPに掲載しております。
※文字が薄い、見切れている等、内容が確認できない書類は受付できません。

【必ず必要な書類等】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	○ 助成金交付申請書兼同意書 (様式第5号)	申請書は、福岡市HPから印刷してください。
<input type="checkbox"/> ※1	○ 転居後の世帯全員の住民票の写し (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※交付申請書兼同意書(様式第5号)に同意された方は不要	
<h4>≪転居前の住宅について≫</h4>		
<input type="checkbox"/>	○ 解約日が分かる書類 (例)・解約清算書 等	
<h4>≪転居後の住宅について≫</h4>		
<input type="checkbox"/>	○ 賃貸借契約書	【必要なページ】 ・所在地、物件名、家賃、入居者一覧がわかるページ ・貸主、借主、管理会社、不動産媒介業者が記載及び押印されているページ
<input type="checkbox"/>	○ 重要事項説明書	【必要なページ】 ・面積、施工年月日がわかるページ ・土砂災害特別警戒区域内であるかを確認できるページ ※昭和56年6月1日以前に建築された物件に転居する場合、 耐震性能があることを確認できる書類 の提出が必要です。 (例)・耐震診断結果報告書 ・耐震改修報告書 等 ※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域内に転居する場合、建築主事等交付による 検査済証 の提出が必要です。

★次ページへ続きます★

★引越し前に、助成対象者の認定を行う方の手続き<引越し後>

《引越しに係る書類について》

<input type="checkbox"/>	<p>○ 礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料(火災保険等)・鍵交換費用の</p> <p>①<u>内訳金額がわかる書類</u>及び</p> <p>②<u>支払いを確認できる書類</u></p> <p>(例①)・請求書(見積書)</p> <p>(例②)・領収書</p> <p>・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※各内訳+支払いが確認できるものがが必要です</p> <p>※コンビニで支払った場合は、別途、契約書や保険証書をご持参ください</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 転居前の住宅の原状回復費用・清掃(クリーニング)費用・消毒費用の</p> <p>①<u>内訳金額がわかる書類</u>及び</p> <p>②<u>支払いを確認できる書類</u></p> <p>(例①)・請求書(見積書)</p> <p>(例②)・領収書</p> <p>・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※各内訳+支払いが確認できるものがが必要です</p> <p>※転居後の住宅の清掃(クリーニング)・消毒費用は対象外です</p>
<input type="checkbox"/>	<p>○ 引越し代・エアコン移設工事の</p> <p>①<u>内訳金額がわかる書類</u>及び</p> <p>②<u>支払いを確認できる書類</u></p> <p>(例①)・請求書(見積書)</p> <p>(例②)・領収書</p> <p>・振込金額と振込先が記載された通帳 等</p>	<p>※引越し代の見積書、領収書等については、運送業として許可を受けている業者から発行されたものに限り ます</p> <p>※引越し代の内訳があるもの (ない場合は業者へ再発行を依頼してください)</p> <p>※エアコン等移設工事については、移設前後の住所が分かる書類を提出していただく場合があります</p>

■ 助成金の交付申請(引越し後の手続き)に必要なもの(2) ■

【立ち退き料の支払いを受けた場合に必要書類】

チェック	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	<p>○ 立退きに係る通知書</p> <p><ない場合は、以下を提出></p> <p>・賃貸住宅証明書(転居前の住宅用) (様式第9号)</p>	<p>※立退き料(移転引越し費用等)の金額の記載があるもの</p>

【本人確認書類】

チェック	必要書類	備考
本人が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 運転免許証、マイナンバーカード(裏面不要)などから1点</p> <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
本人以外(代理人)が申請する場合		
<input type="checkbox"/>	<p>○ 代理人の運転免許証、マイナンバーカード(裏面不要)などから1点</p> <p>※窓口申請の場合は、原本をご提示いただきます。</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>○ 委任状(様式は問いません)</p>	<p>※参考様式は、福岡市HPに掲載しています</p>

記入例【助成対象者認定申請書兼同意書（1 / 2）】

様式第1号

福岡市高齢者世帯住替え助成金助成対象者認定申請書兼同意書

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 福岡市長

申請者 (世帯主)	フリガナ	テンジン タロウ	転居予定日	令和 ○年 ○月 ○日
	氏名	天神 太郎	電話	(日中連絡可能な番号を記入してください) ・○○○-○○○-○○○○
	メール	(大文字と小文字は区別し、正しく記入してください。) ○○○○○○○○@○○○○.○○○		
住所	(〒○○○ - ○○○○) 福岡市○○区○○ 丁目○○番○○号			
	○○ハイツ ○○○号室			

福岡市高齢者世帯住替え助成金の助成対象者の認定を受けたいので、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

【誓約事項】

- 私は世帯全員が次の要件を満たしていることを誓約し、審査のために市が提出情報を用いて福岡県警察及び市の所管課へ照会することに同意します。
 1. 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員、または暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。
 2. 生活保護の被保護者ではありません。
 3. 生活困窮者住居確保給付金の転居費を受給していません。
 4. 中国残留邦人等に関する法律の支援給付を受けていません。
 5. 転居前の住宅において家賃の滞納はありません。

【同意事項】

- 住民基本台帳の情報について閲覧がされること。
- 市税に係る徴収金（市税及び延滞金）に滞納がないこと及び課税情報の確認にあたり、税務担当課に本申請書が開示され、市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされること。
- 【福岡市営住宅から転居の場合のみ】市営住宅管理電算システムの情報について閲覧がされること。

1 住替え後の世帯の状況

下記の世帯員以外に生計を同一にする者（別世帯の配偶者）が いません。 います。

同意欄	フリガナ		続柄	生年月日
	氏名			
1	<input checked="" type="checkbox"/>	テンジン タロウ 天神 太郎	本人 (申請者)	昭/平/令 ○○年 ○○月 ○○日 (○○歳)
2	<input checked="" type="checkbox"/>	テンジン ハナコ 天神 花子	妻	昭/平/令 ○○年 ○○月 ○○日 (○○歳)
3	<input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (歳)
4	<input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (歳)

(別世帯の配偶者がいる場合は、記載してください。)

1	<input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (歳)
	住所	(〒 -)		

記入例【助成対象者認定申請書兼同意書（2／2）】

2 転居予定の住宅に係る確認事項

福岡市内において、以下の表の左欄に掲げる住宅から右欄に掲げる住宅に転居を行う予定である。

はい ・ いいえ

転居前の住宅	転居後の住宅
<p>次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する住宅</p> <p>(1) 申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅又は公的賃貸住宅</p> <p>(2) 勤め先の会社が所有管理又は借り上げている社宅等の住宅</p> <p>(3) 申請時点で処分（売買・解体等）が完了している申請者又は同居者が所有する（していた）持ち家</p> <p>(4) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域に建築されている持ち家</p> <p>(5) その他、特に市長が転居を必要と認める住宅</p>	<p>申請人又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅（申請者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅を除く。）</p>

(チェック)

- 申請内容に虚偽がないことを表明・確約する。
- 申請内容に虚偽があった場合には、当該助成金の全部を市長に返還し、一切異議を申し立てない。

記入例【助成金交付申請書兼同意書（1／2）】

様式第5号

福岡市高齢者世帯住替え助成金交付申請書兼同意書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 福岡市長

申請者	フリガナ	テンジン タロウ	転居日	令和〇年〇月〇日
	氏名	天神 太郎	電話	(日中連絡可能な番号を記入してください) ・〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	メール	(大文字と小文字は区別し、正しく記入してください。) 〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇〇		
住所	現	(〒〇〇〇 - 〇〇〇〇) 福岡市 〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇アパート 〇〇〇号室		
	旧	福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇ハイツ 〇〇〇号室		
認定を受けている場合の認定番号			第 号	

福岡市高齢者世帯住替え助成金の交付を受けたいので、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

【誓約事項】

- 私は世帯全員が次の要件を満たしていることを誓約し、審査のために市が提出情報を用いて福岡県警察及び市の所管課へ照会することに同意します。
- 6. 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員、または暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。
- 7. 生活保護の被保護者ではありません。
- 8. 生活困窮者住居確保給付金の転居費を受給していません。
- 9. 中国残留邦人等に関する法律の支援給付を受けていません。
- 10. 転居前の住宅において家賃の滞納はありません。

【同意事項】

- 住民基本台帳の情報について閲覧がされること。
- 市税に係る徴収金（市税及び延滞金）に滞納がないこと及び課税情報の確認にあたり、税務担当課に本申請書が開示され、市税等の課税状況及び納付状況についての照会がされること。
- 【福岡市営住宅から転居の場合のみ】市営住宅管理電算システムの情報について閲覧がされること。

1 住替え後の世帯の状況

下記の世帯員以外に、生計を同一にする者（別世帯の配偶者）が いません。 います。

同意欄	フリガナ 氏名	続柄	生年月日
1 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん たろう 天神 太郎	本人 (申請者)	昭平/令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇〇 歳)
2 <input checked="" type="checkbox"/>	てんじん はなこ 天神 花子	妻	昭平/令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (〇〇 歳)
3 <input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (歳)
4 <input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (歳)

(別世帯の配偶者がいる場合は、記載してください。)

1 <input type="checkbox"/>			昭/平/令 年 月 日 (歳)
	住所 (〒 -)		

お問い合わせの際は、
「高齢者世帯住替え(すみかえ)助成金」
についてとお伝えください。

■ お問い合わせ・申請窓口・郵送先 ■

福岡市役所 住宅計画課 高齢者世帯住替え助成事業担当
(市役所本庁舎3階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL : 092-711-4279 (平日 9:00~12:00/13:00~17:00) FAX : 092-733-5589

MAIL : sumikae-josei@city.fukuoka.lg.jp

<ホームページ>

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochosei/life/sumikaejyosei.html>

福岡市 高齢者世帯住替え助成

検索

クリック!

ホームページは
こちらからも!

